

意見書提出

9月定例会の最終日に議員より「米価下落に対する緊急対策措置を求める意見書の提出について」(案)及び「[手話言語法(仮称)]の制定を求める意見書の提出について」(案)が議長に提出され、本会議においてそれぞれ議員案第4号、議員案第5号として上程し、可決いたしました。なお、この意見書につきましては、議長において提出先である関係機関等へ送付いたしました。



米価下落に対する緊急対策措置を求める意見書

平成 26 年産米は、国の需要見通しを下回る米の消費実態や平成 25 年産米の大量持越しにともない、契約・販売の見通しが立たない状況である。

また、平成 26 年産米は、平年を上回る作柄が見込まれるなど、近年にない大幅な需給緩和が予想されることから、JA全農とちぎにおいては、栃木県の主力銘柄である「コシヒカリ」の平成 26 年産米に対する概算金が 8,000 円と昨年の 11,800 円に比べ 3,800 円もの大幅な引き下げとなっており、国内各地でも同様の動きが広がっている。

このため、当座の資金繰りに困窮する稲作農家が出るのが確実であり、販売見通しが立たず追加払い等の措置が困難な場合には、次年度以降の再生産に必要な資金の確保だけでなく、日常生活にも支障をきたすことが予想される。

大田原市は農業を基幹産業としており、米の生産高は栃木県内でもトップクラスであることから、米価下落の影響は稲作農家にとどまらず、大田原市全体はもちろんのこと、ひいては日本経済全体にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

以上を踏まえ、稲作農家が安心して生産に取組み、国民に安定した食料を供給できるようにするため、下記のとおり早急に対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 経営所得安定対策における「米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)」の交付対象者規模要件の撤廃について、今年度から前倒しで実施するとともに、認定農業者等の要件も廃止することとし、新たにナラシ対策交付対象となりうる生産者に対し、今年度からの制度加入が可能となるよう特例措置を講ずること。
- 2 「ナラシ移行のための円滑化対策」においても、経営所得安定対策の現未加入者のうち、制度の対象となりうる生産者に対し、今年度からの制度加入が可能となるよう特例措置を講ずること。
- 3 上記の特例措置を実行するに当たり、ナラシ対策等現加入者の追加負担とならないよう配慮すること。
- 4 上記制度改正までのつなぎ資金への助成制度、利子補給等、緊急対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日

栃木県大田原市議会議長 藤田 紀 夫



提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣